

決 算 公 告

第 55 期

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

株式会社関電システムズ

貸借対照表

2022年 3月31日現在

株式会社関電システムズ

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	15,694,235	I 流動負債	8,973,745
現金および預金	2,568	買掛金	4,111
売掛金	10,087,411	1年以内に期限到来の 固定負債	34,248
契約資産	588,532	未払金	322,178
仕掛品	135,300	未払費用	8,383,722
貯蔵品	0	未払法人税等	52,544
前払費用	75,033	未払消費税等	146,804
預け金	4,763,589	契約負債	3,231
短期貸付金	784	預り金	20,775
未収入金	27,395	その他引当金	6,130
その他の流動資産	13,620		
II 固定資産	2,064,493	II 固定負債	1,616,764
1 有形固定資産	549,632	退職給付引当金	1,514,636
建物	340,711	長期未払金	22,719
構築物	8	資産除去債務	79,408
機械装置	0		
器具備品	85,460		
土地	123,451	負債合計	10,590,510
2 無形固定資産	244,523		
ソフトウェア	241,250	純 資 産 の 部	
電話加入権	3,272	I 株主資本	7,162,209
3 投資その他の資産	1,270,338	1 資本金	90,000
投資有価証券	10,112	2 利益剰余金	7,072,209
長期前払費用	49,314	(1) 利益準備金	22,500
繰延税金資産	988,475	(2) その他利益剰余金	7,049,709
その他投資	222,501	別途積立金	850,000
貸倒引当金	△ 65	繰越利益剰余金	6,199,709
		II 評価・換算差額等	6,009
		その他	6,009
		有価証券評価差額金	6,009
		純資産合計	7,168,218
資産合計	17,758,729	負債・純資産合計	17,758,729

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

会社計算規則に基づき計算書類を作成しております。

1.重要な会計方針に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は

移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品…移動平均法による原価法

仕掛品…個別法による原価法

正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする方法によっております。

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…主として定率法。

② 無形固定資産…定額法。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、ゴルフ会員権評価損のうち預託金形式のものは、預託保証金部分の減損に対して貸倒引当金を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

③ プログラム補修引当金

プログラムの無償補修費用の支出に備えるため、合理的に見積もることができる個別補修見込額と過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社は、関西電力株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)

第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定にしております。